

〔平 14. 4. 26〕
〔総 2 6 - 4〕

地 方 税 関 係 資 料

目 次

・ 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	1
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移	2
・ 法人事業税収の推移	3
・ 欠損法人割合の推移（法人事業税）	4
・ 法人事業税の税率（標準税率）の推移	5
・ 法人事業税の改革の趣旨	6
・ 法人事業税の改革案について	7
・ 構造改革と経済財政の中期展望（抄）（平成14年1月 閣議決定）	8
・ 固定資産税収の動向	9
・ 固定資産税の土地（宅地）評価と課税の経緯	10
・ 特別土地保有税の税収額の推移	11

個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲

・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合算額
イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額

・ 人的非課税の範囲

区 分	概 要									
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 （②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）									
イ 均等割が非課税とされる者	① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 一定の基準＝$\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times$ <table><tr><td>35 万円</td><td>生活保護基準の級地区分の 1 級地</td><td>24 万円</td></tr><tr><td>31.5万円</td><td>2 級地</td><td>21.6万円</td></tr><tr><td>28 万円</td><td>3 級地</td><td>19.2万円</td></tr></table> （注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。	35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	24 万円	31.5万円	2 級地	21.6万円	28 万円	3 級地	19.2万円
35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	24 万円								
31.5万円	2 級地	21.6万円								
28 万円	3 級地	19.2万円								
ウ 所得割が非課税とされる者	② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者 総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円を加算した金額）以下の者 総所得金額等の金額 $\leq 35\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} (+36\text{万円})$									

個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移

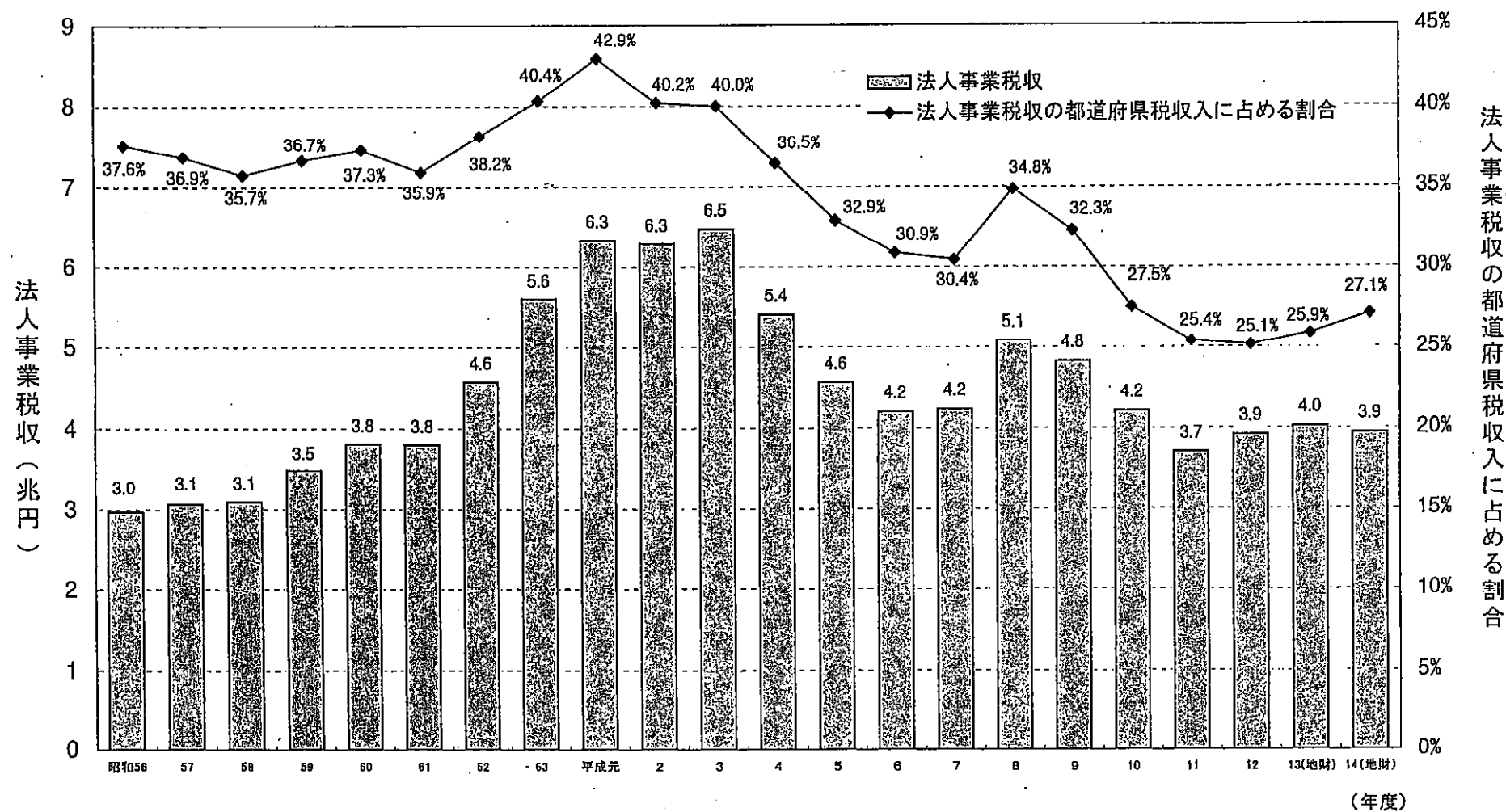
区 分			年 度	昭和 25	昭和 26	昭和 29	昭和 51	昭和 55	昭和 60	平成 8	平成 12
市 町 村 民 税	標 準 税 率	人口50万以上の市		800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円
		人口5万以上50万未満の市		600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円
		その他の市及び町村		400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円
道府県民税(標準税率)				—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円

個人住民税収入額	(億円)	道府県民税 A		—	—	125	8,599	14,146	21,002	26,095	23,863	
		市町村民税 B		464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075	60,444	
		計 C		464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	84,307	
	うち均等割	道府県民税 D		—	—	19	98	174	266	456	469	
		市町村民税 E		85	83	70	383	529	749	1,143	1,173	
		計 F		85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,642	
	D/A				—	—	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7	2.0
	E/B				18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8	1.9
	F/C				18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	1.9

注) 1 税率は年額であり、個人住民税収入額は各年度とも決算額による。

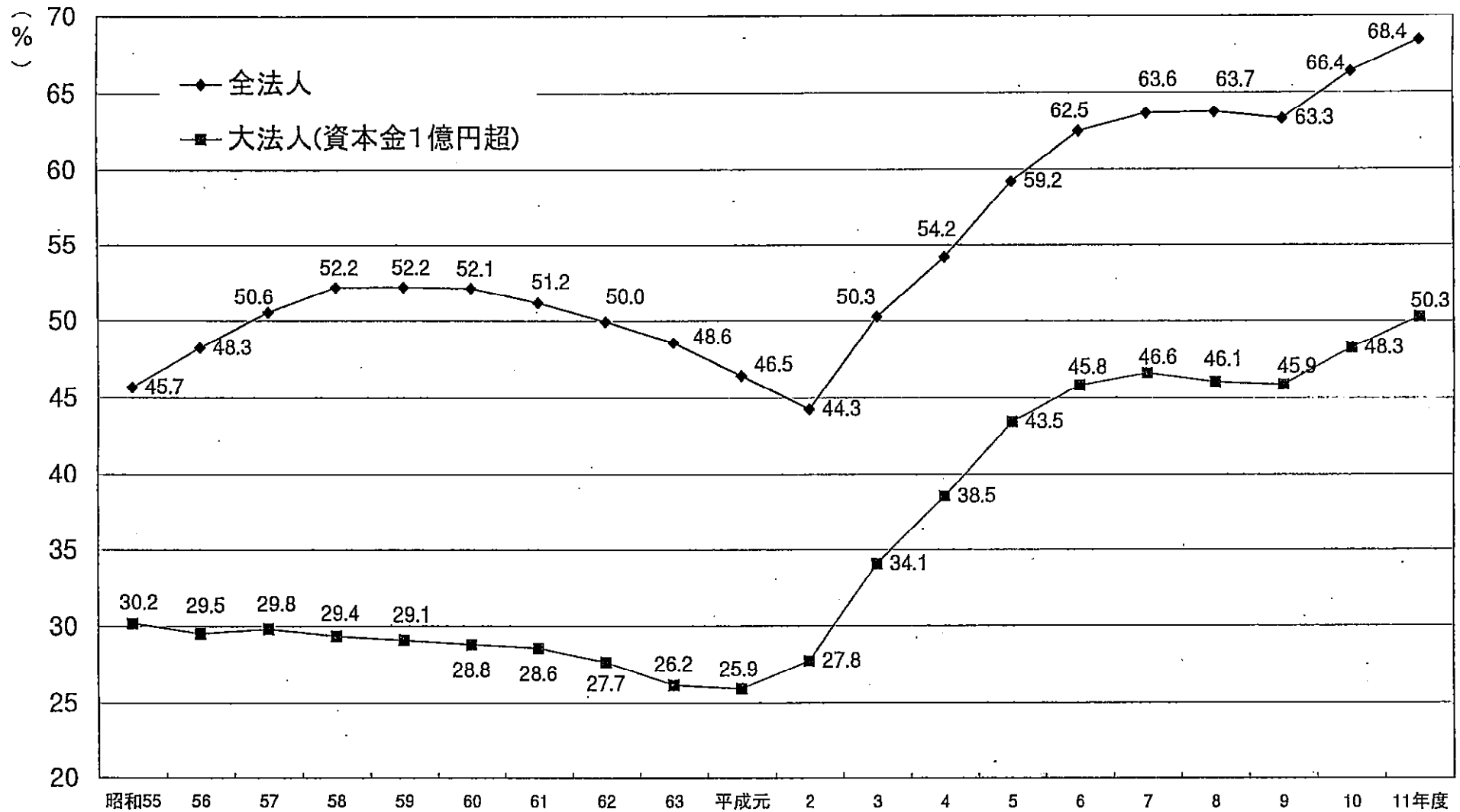
2 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額により按分した数値による。

法 人 事 業 税 収 の 推 移



(注) 12年度までは決算額、13年度及び14年度は地方財政計画額である。

欠損法人割合の推移(法人事業税)



(注)「道府県税の課税状況等に関する調」(総務省)による。(特別法人等を除く所得課税法人分)

法人事業税の税率（標準税率）の推移

年 度 区 分	昭和 25	29	32	34	37	39	49	50	平成 10	11 (現行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

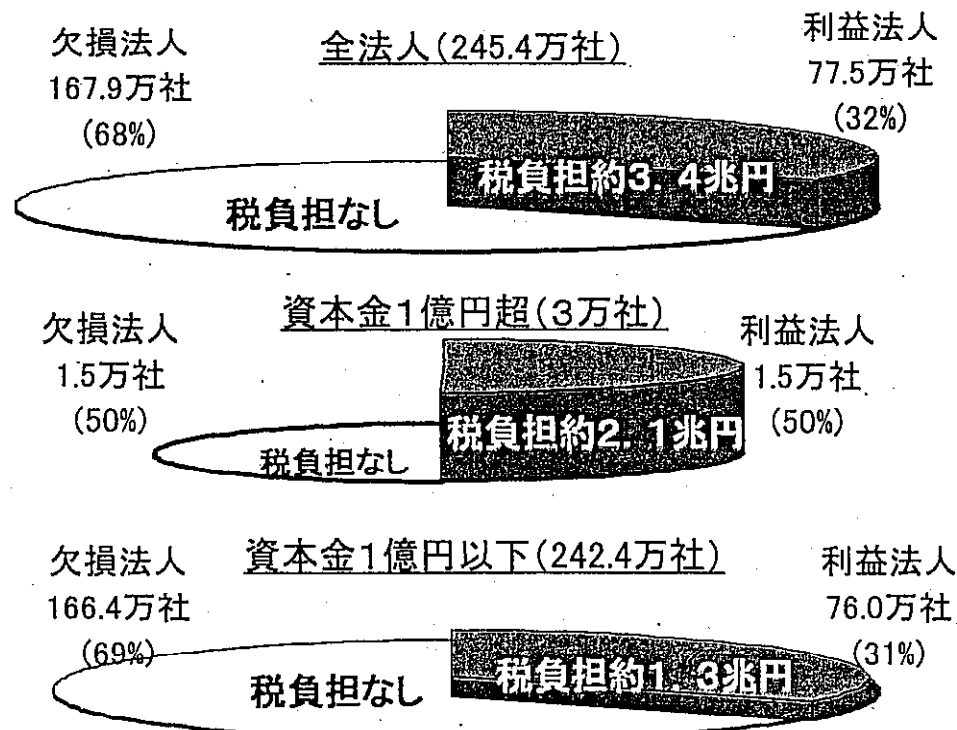
法人事業税の改革の趣旨

- ①事業規模に応じて薄く広く公平に
- ②受益に応じた負担を求める税に
- ③安定的な行政サービスの提供のために
- ④努力した企業が報われる税制に

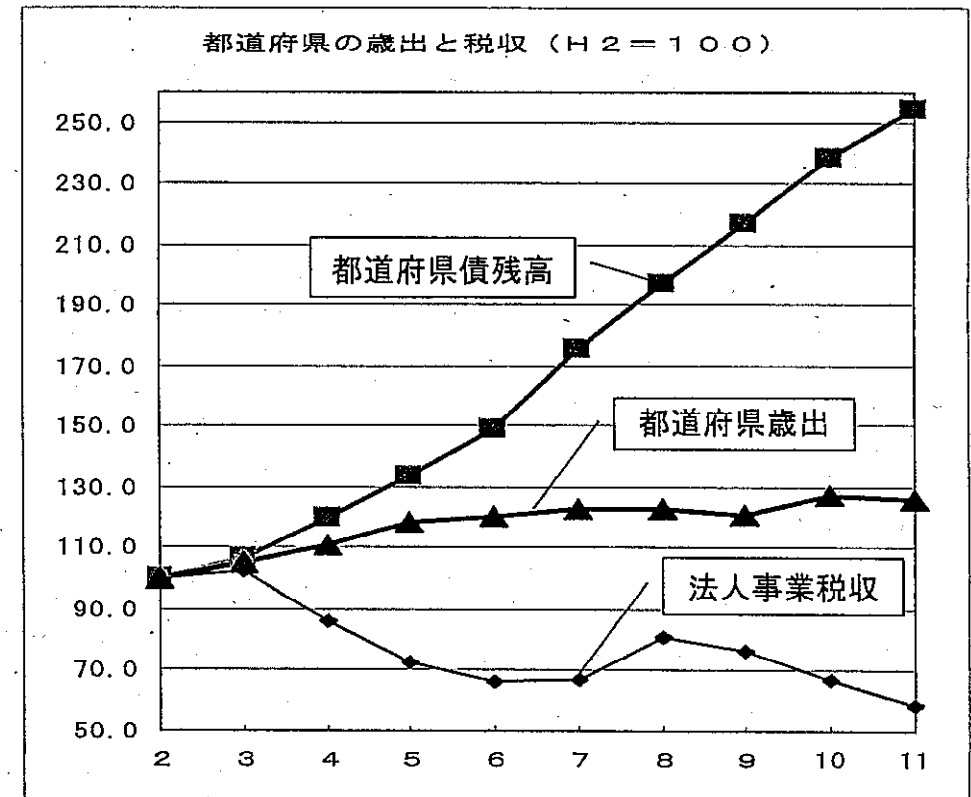
-【税負担の公平性の確保】
-【応益課税としての税の性格の明確化】
-【地方分権を支える基幹税の安定化】
-【経済の活性化、経済構造改革の促進】

○ 2/3の法人は、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していません。

○ 法人事業税収の減少とともに、都道府県財政も厳しい状況になっています。



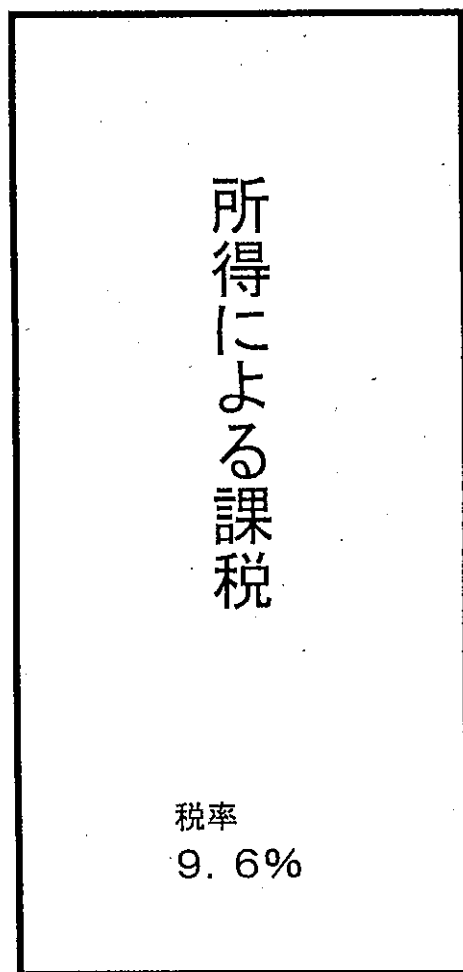
(平成11年度所得課税法人分)
※ 法人数には、特別法人等は含まない。



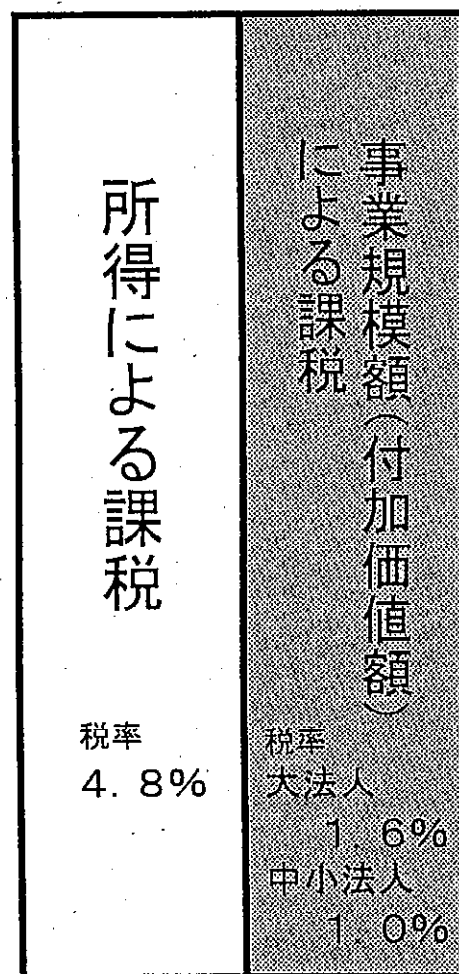
(参考)平成2年度の法人事業税収を100とした場合、平成11年度は58.9

法人事業税の改革案について

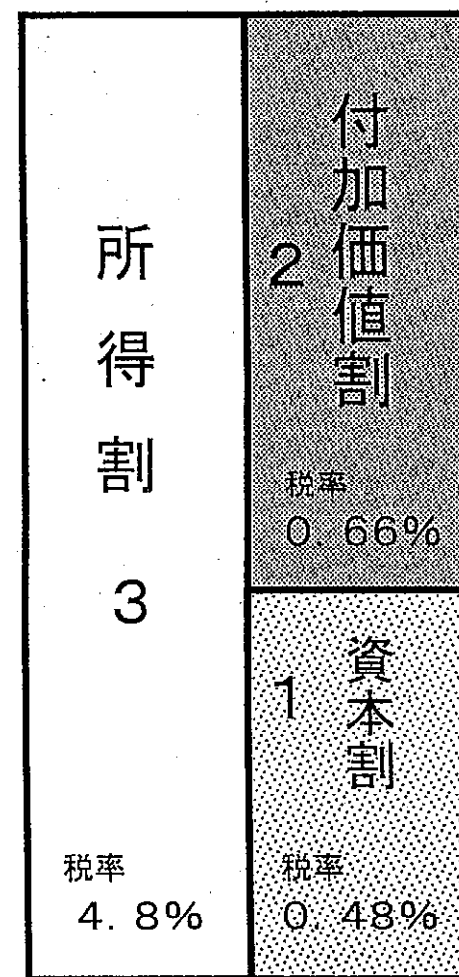
現 行



旧自治省案



改革案



所得基準：外形基準

1:1

所得基準：外形基準

1:1

構造改革と経済財政の中期展望(抄)(平成14年1月 閣議決定)

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(6) 地方行財政制度の改革

(国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方)

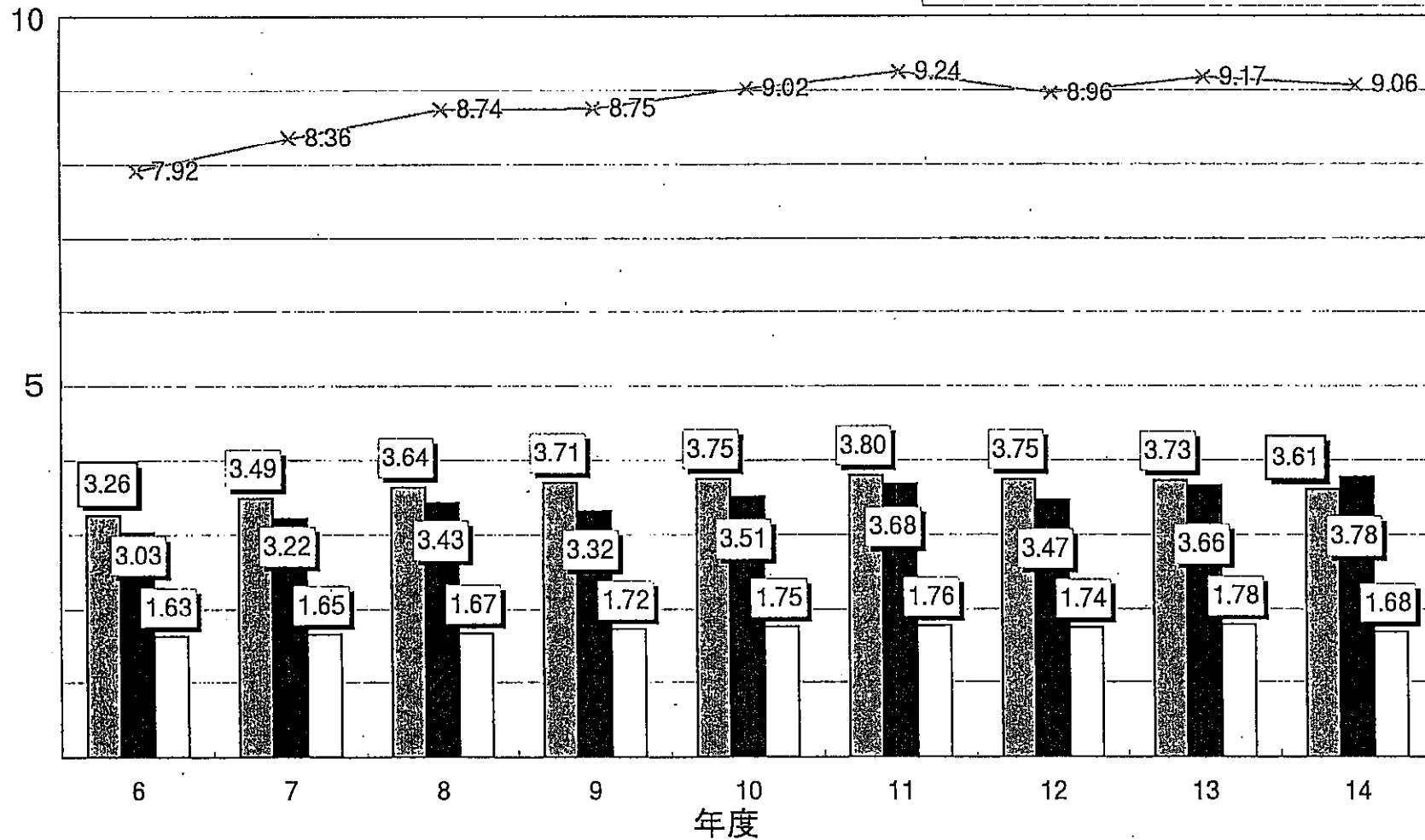
(略)

法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

兆円

固定資産税収の動向

■ 土地 ■ 家屋 □ 償却資産 × 合計



(注) 平成12年度までの税額は決算額、平成13年度及び平成14年度は地方財政計画の収入見込額である。

固定資産税の土地（宅地）評価と課税の経緯

<平成5年度まで>

評 価

- ① 各市町村間、各土地間、
公的土地評価間で評価水準
に大きな格差
- ② 全体的に評価水準が相当
低下していた
- ③ 評価額は3年間据置

課 税

評価替えの翌々年度に課税
標準額が評価額に追いつく（評
価額課税）負担調整措置

<平成6年度～平成8年度>

評 価

- ① 公的土地評価の均衡化・適正化
の要請から7割評価の実施
（土地基本法など）
- ② 評価額は3年間据置

課 税

- ① 評価額の急上昇に対応するた
め、ゆるやかに課税標準額を上昇
させる負担調整率を適用
（例：評価額が3倍 → 税額の伸
びを3年間で15%に抑制）
- ② 住宅用地の税負担の緩和
 - ・小規模住宅用地の特例拡充
（1/4 → 1/6）
 - ・一般住宅用地の特例拡充
（1/2 → 1/3）

※ 各土地間に評価水準の格差があ
ったものを7割評価に統一したた
め、課税標準額と評価額が乖離
（各土地間で乖離の程度がばらばら）

<平成9年度～>

評 価

- ① 7割評価の実施
- ② 地価下落に対応するため、据置年度に
おいても評価額の修正を可能に

課 税

負担水準の均衡化措置 → 課税の公平
の観点から、全国的に均衡のとれた評価額
に対する課税標準額の乖離の度合（負担水
準）を均衡化

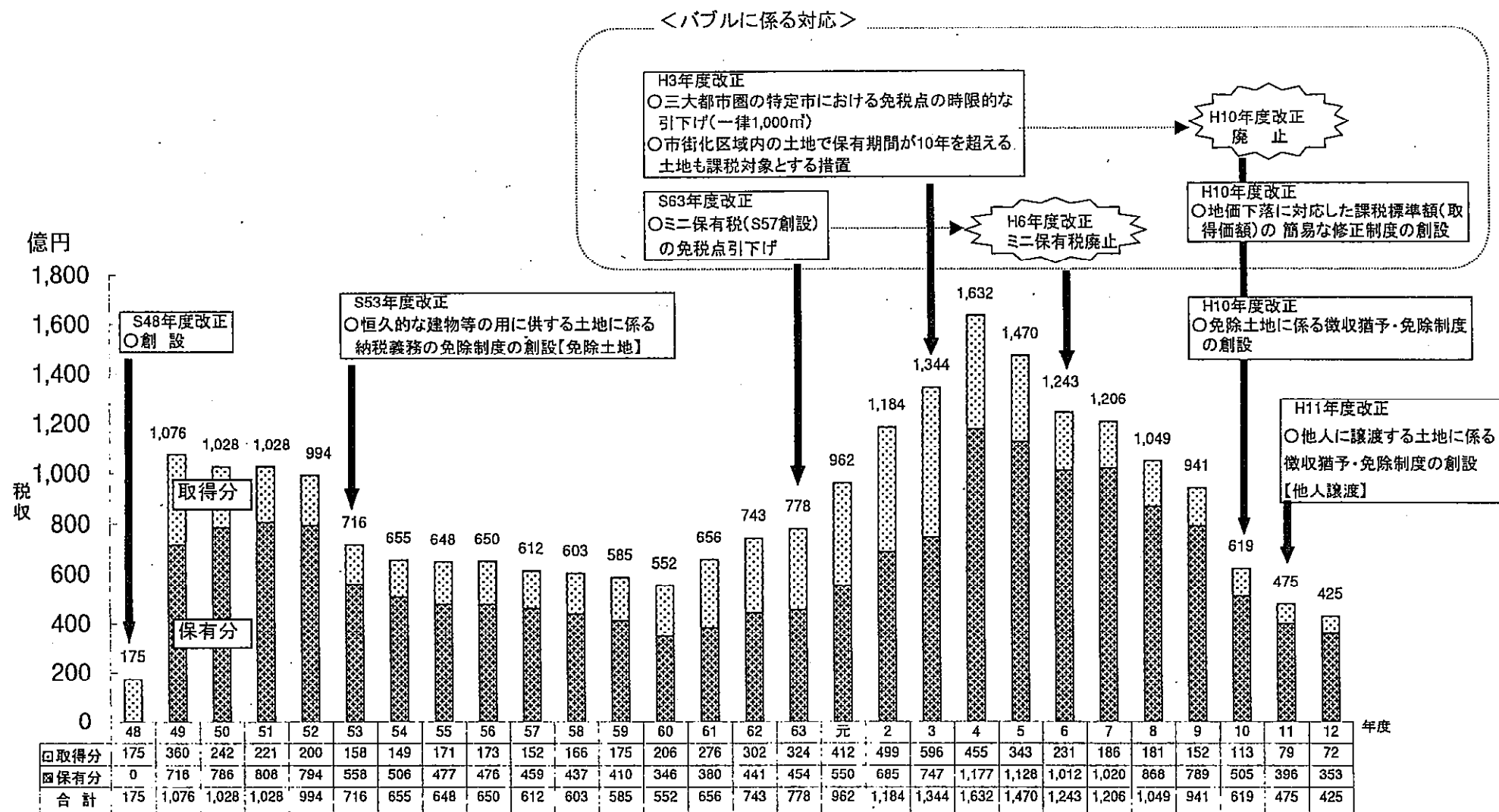
商業地等の課税標準額の上限

H9～H11	→ 評価額の80%
H12、H13	→ " 75%
H14	→ " 70%

※ 同じ評価額の土地であれば同じ税額
を負担するというのが税の公平の観
点から重要

※ 地価下落の影響により、大都市では
約8割の納税者が引下げ又は据置きに

特別土地保有税の税収額の推移



- (注) 1 決算額である。
2 平成4年度以降、別途、遊休土地分が合計9億円ある。